

# ショートステイ松葉園 介護予防短期入所生活介護事業運営規程

## 第1章 事業の目的及び運営の方針

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人志豊会が開設するショートステイ松葉園（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）が要支援状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が要支援状態になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ショートステイ松葉園
- (2) 所在地 千葉県野田市中里43-3

## 第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、以下の人数は事業所運営の最低基準とし、余裕を持った運営に努める。

- (1) 管理者 1名（本体施設と兼務）

事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

- (2) 医師 1名以上（本体施設と兼務）  
利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上（本体施設と兼務）  
利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- (4) 介護職員 3名以上  
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (5) 看護職員 1名以上（本体施設と兼務）  
利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- (6) 管理栄養士 1名以上（本体施設と兼務）  
食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1名以上（本体施設と兼務）  
日常生活を営むのに必要は機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 事務職員 2名以上（本体施設と兼務）  
必要な事務を行う。

### 第3章 利用定員

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は、10名とする。

### 第4章 利用者の処遇の内容（事業の内容）及び利用料その他の費用の額

（事業内容及び手続きの説明及び同意）

第6条 事業所は、事業の開始に際して、利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

（介護予防短期入所生活介護事業の内容）

第7条 事業の実施に当たっては、地域包括センターや介護予防支援事業所が作成した介護予防短期入所生活介護計画に従い、利用者の自立の支援を日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行い、その内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の介護
- (2) 食事の提供
- (3) 機能訓練
- (4) 健康管理
- (5) 相談・援助

(食事の提供)

第8条 食事の提供は、栄養、利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。

2 利用者の自立支援に考慮し、可能な限り離床して行うよう努める。

食事の時間はおおむね以下のとおりとする。

- (1) 朝食 8:00～9:00
- (2) 昼食 12:00～13:00
- (3) 夕食 18:00～19:00

(機能訓練)

第9条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、また、その減退を防止するための訓練を行う。

(その他のサービスの提供)

第10条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事等を行う。

2 常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(利用料その他の費用の額)

第11条 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- (1) 送迎に関する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）
- (2) 食事の提供に要する費用（朝食480円、昼食750円、夕食750円）
- (3) 滞在に要する費用（2,600円）
- (4) 理美容代
- (5) 前各号に掲げるもののほか、日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められるもの。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又は家族の同意を得ることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第12条 通常の送迎の実施地域は、野田市、柏市、流山市、我孫子市、春日部市、

吉川市、幸手市、松伏町、杉戸町、坂東市、常総市、守谷市、境町、五霞町を区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第13条 利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員などの従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。
- 2 利用者は、事業所の設備、備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用するものとし、これに反し使用したことにより事業所に損害が生じた場合は、利用者が賠償するものとする。
- 3 その他この規程に定めるもののほか、サービス利用に関する事項については契約書及び重要事項証明書に明記し、利用者に説明するものとする。

## 第5章 緊急時、非常時の対応

(緊急時における対応方法)

- 第14条 利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医または、協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

- 第15条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。
- 2 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

## 第6章 その他

(掲示)

- 第16条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制等を掲示する。

(勤務体制の確保)

- 第17条 利用者に対して、適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、介護予防短期入所生活介護従業者等の勤務体制を定める。
- 2 介護予防短期入所生活介護従業者等の質向上を図るため研修の機会を次のとおり設ける。
- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年2回以上

(衛生管理)

第18条 介護予防短期入所生活介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断など必要な管理を行う。

- 2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

第19条 提供した指定介護予防短期入所生活介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ、適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第20条 利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な処理を講じる。

(個人情報保護)

第21条 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第22条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第23条 利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第24条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第25条 全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

2 適切な指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

5 指定介護予防短期入所生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福法人志豊会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日に改定。

この規程は、平成30年8月1日に改定。

この規程は、令和5年12月1日に改定。

この規程は、令和8年 5月1日に改定。